

令和5年度
「デジタル県民」制度調査研究事業

業務委託仕様書

山 梨 県

1 事業の名称

「デジタル県民」制度調査研究事業

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

3 事業目的

全国的にも人口減少が加速するなかで本県も例外ではなく、令和5年2月には80万人を割り込み依然として人口減少が続いている。

人口減少は、地域の産業や医療・福祉などにマイナスの影響を及ぼしており、地域の活力を維持していくためには、移住等の促進による定住人口の増加だけではなく、二拠点居住を含めた地域に継続的に関わる「関係人口」の増加が重要となる。

本事業においては、NFTを活用した「デジタル県民」制度の市町村モデル事業構築を主眼に、関係人口を拡大し、その力を地域づくり反映させるための仕組みの調査・研究を目的とする。

4 委託業務内容

(1) 基本方針

ア 本事業の目的に沿い、実施する内容及び効果について具体的に示すとともに、全体の実施スケジュールを提示すること。

イ 本業務の実施にあたっては、定期的に県と協議し、内容を調整すること。また、協議の際は議事録を作成すること。

ウ 本業務に要する費用はすべて委託料の中に含めるものとし、企画から運営、実績報告書の作成まで受託者が責任を持って実施すること。

エ 研究会及びNFT配布実証実験については、令和6年2月末までに完了することとし、3月はこれらの結果を踏まえ、令和6年度以降の実施を見込んだ市町村モデル事業構築に向け実績報告書を作成すること。

(2) - 1 研究会の設置

ア NFTを活用した「リアル県民」と「デジタル県民」の相互作用による新しい地域づくりのモデル構築に向け、県や市町村、県内の関係団体等で構成する専門的な研究会を設置すると共に、円滑な事務局運営を行うこと。

イ 研究会メンバーは、最大100名とし、県と協議して決定すること。

ウ 研究会は月1回程度の開催とし、うち1回以上は先進地視察（※）とすること。また、回ごとにテーマを設定すること。

エ 研究会1回当たりの開催時間は、2時間程度とすること（先進地視察は除く）。

オ 随時、県が他に行うNFT関連事業との連携を図ること。なお、連携方法については、県と協議の上、決定すること。

カ 研究会は対面又はオンラインで開催することとし、必要に応じてNFTやその他最新のデジタル技術を活用した地域づくりに精通する講師等を招聘すること。

- キ 最低1回はメタバース等体験型コンテンツの利用できる機会を提供する等の工夫をすること。
- ク 研究会に登壇する講師の謝金、旅費（交通費、宿泊費）は受託者が負担するものとし、社会通念上相当と認められる金額とすること。
- ケ 研究会の開催に際し、参加者の日程調整、会場確保・設営、資料作成・準備・事前送付といった研究会事前準備及び当日の司会、進行等の運営を行うこと。
- コ 研究会の具体的な運営については、県と十分に調整し、了承を得ること。

※ 研究会参加メンバーの旅費は自己負担とし、先進地視察での謝金、その他必要となる経費については受託者が支払いを行うこと。

(2) - 2 研究事項

研究会メンバーがNFTを活用した「デジタル県民」制度の市町村モデル事業構築を具体的にイメージできるテーマ・内容とすること。以下、例。

- ア NFTの仕組みに関する基礎講座。
- イ NFT等最新のデジタル技術を活用した地域づくりの事例の検証。
- ウ 地域の課題や特性に応じた地域づくりの研究。
- エ 研究会メンバー等を対象としたNFT配布に係る実証実験の検証。
- オ 県が他に行うNFT関連事業に係る検証。
- カ 先進地視察を通じた地域づくりの研究。
- キ 地方公共団体がNFT等最新のデジタル技術を活用した事業を行う場合の、地方財政法をはじめとする法的課題の整理。
- ク その他、本業務に必要であると認められる事項。

(3) NFT配布実証実験

- ア 「リアル県民」と「デジタル県民」の相互作用による新しい地域づくりのモデル構築に向け、実際にNFTを保有しDAOを形成、地域づくりに関する提案・投票・決定までの一連の流れを創出すること。なお、この際、県がNFTを発行及び保有しないこととする。
- イ NFTのデザインについては、県と協議の上、決定すること。
- ウ NFTの発行及び保有に係る費用については、本業務の委託料に含めること。また、単年度事業として、事業終了後のNFTの取扱いは県と協議すること。
- エ 発行枚数は、最大100枚とし、原則研究会メンバーに限るものとする。
- オ 配布方法は、市町村モデル事業をイメージした簡易的なイベント等で無料配布を前提とすること。また、二次流通を禁止すること。
- カ 他の事例を参考に最適だと思われるDAOのプラットフォームの選定及び運営支援を行うこと。
- キ その他、本業務の具体的な運営については、県と十分に調整し了承を得ること。

5 計画書、報告書の提出

(1) 業務計画書作成

委託契約締結後、速やかに次の内容の業務計画書を作成し、県に提出すること。

- ア 業務の実施方針
- イ 実施体制
- ウ 事業目的の達成手段
- エ 業務スケジュール

(2) 業務の進捗状況等報告

ア 定期報告

業務の進捗等について、月次業務報告書を作成し、県に報告すること。

なお、時期、内容、方法及びその様式については県と協議の上定めるが、目的の達成状況とその分析、改善について記載すること。

イ その他事項の報告

県は、必要に応じ、業務の実施状況について受託者に報告を求めることができる。

(3) 実績報告書の作成

業務完了後、5（2）アの定期報告に基づいた実績報告書について令和6年3月31日（日）までに書面及び電子データで県に提出すること。

なお、報告内容及びその書式については、県と協議の上決定する。

6 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務により得られた成果は、県に帰属するものとし、受託者は、県の許可なく当該成果を使用し、又は公表してはならない。

(2) 秘密の保持

ア 本業務に関し、県から受領又は閲覧した資料等を県の了解なく公表又は使用してはならない。

イ 本業務で知り得た県及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。

ウ 受託業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、県が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

(3) 個人情報の保護

ア 本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」、「山梨県個人情報保護条例」その他の個人情報保護法令を遵守しなければならない。

イ 本事業への参加者に係る個人情報の県への提供については、必ず本人の同意を得た上で実施することとし、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守ることにする。

7 その他

- (1) 県は、受託者に対し、事業に関わる全ての経費の挙証書類の提出を求める場合がある。受託者は、使用経費の内訳、業務に関わる人員の日報など事業に関わる挙証書類を、県の求めに応じて随時提出すること。
- (2) 県は、必要に応じ、業務実施状況について受託者に対し随時報告を求めることができる。
- (3) 本業務の履行に関して行われる問合せについては、原則として受託者が対応すること。
- (4) この仕様書の内容を変更することが本事業のより適切な運営に資すると認められるときは、県と受託者の双方協議の上、変更することができる。
- (5) この仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、県と受託者の双方協議の上、決定する。